

■市内の障害福祉サービス事業所（WAMNETから転記）

事業所名称	所在地	サービスの種類
エスポワール立神訪問介護事業所	火之神町630	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーションうえるふえあ(現在休止中)	白沢北町191	居宅介護・重度訪問介護・行動援護
ふじ美の里	板敷西町321	短期入所・知的障害者入所更生施設
枕崎市社会福祉協議会障害者居宅介護事業所	寿町178	居宅介護・重度訪問介護
はーもに家	宮田町175	共同生活援助
地域活動支援センターうえるふえあ	白沢北町191	相談支援

■主な障害福祉サービスの内容

サービス種類	内容説明
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする障害者の住居等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供するサービスです。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護を行うサービスです。
児童デイサービス	障害児に対し、肢体不自由児施設などに通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。(南九州市や南さつま市、指宿市の施設を利用しています)
短期入所 (ショートステイ)	家族の病気などにより一時的に保護が必要になった障害者に対し、障害者支援施設などに短期間入所させ、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
知的障害者入所更生施設	知的障害者に対し、更生に必要な治療や指導、訓練を行う施設です。

■これらのほかにも障害福祉サービスの種類はありますが、市内で受けられるサービスは上表のとおりです。「地域活動支援センターうえるふえあ」(TEL72-9242)では、障害者の方々の交流の場を提供するとともに、障害福祉サービスの利用など様々な相談を無料で受け付けています。

12月3日から9日まで「障害者週間」

障害福祉サービスについて紹介します

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、国では毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。

これにあわせて、市内の障害福祉サービス事業者や障害福祉サービス内容の紹介をいたします。

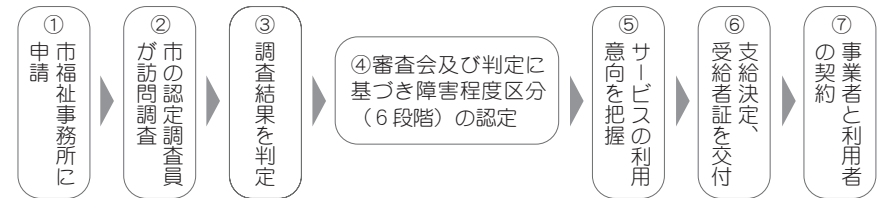
■障害福祉サービスとは

現行の障害福祉サービスは、平成18年4月に施行された障害者自立支援法のもと、身体、知的、精神の各障害を統一して、同一基準のサービスとして始まりました。障害のある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。

なお、障害者自立支援法施行後も様々な意見が出されていることを踏まえ、利用負担の軽減策など毎年見直しがされています。現在、平成21年度からの実施に向け、見直しの検討がなされています。



■障害福祉サービスの申請から利用までの流れ



■障害福祉サービスを利用したときの費用

サービスの負担を皆で支え合うため、原則として費用の1割を利用者が支払い、残りの9割は市が負担します。また、利用者の負担については、所得に応じて軽減措置があります。

■医療費助成制度のご存知ですか？

次の対象者への医療費の助成を行っています。助成を受けるには受給資格の登録申請が必要です。

■重度心身障害者医療費助成

○対象者

- ・1級または2級の身体障害者手帳所持者
- ・A1、A2、Aの療育手帳保持者
- ・3級の身体障害者手帳を所持し、かつB1の療育手帳保持者

○助成額

保険診療分の自己負担額

■ひとり親家庭等医療費助成

○対象者

- ・父子家庭の父と児童
- ・母子家庭の母と児童
- ・父母のいない児童
- ・父または母が法に定める障害の状態(年金の障害等の1級程度)の児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

○助成額

保険診療分の自己負担額

※受給資格に所得制限あり

■乳幼児医療費助成

○対象者

- ・6歳未満で重度心身障害者
- ・ひとり親家庭等医療費助成対象以外の乳幼児(6歳の誕生日まで、ただし1日生まれは前月末分まで)

○助成額

- ・0歳2歳：保険診療分の自己負担額
- ・3歳6歳：保険診療に係る自己負担額が月額2千円を超える自分

・市民税非課税世帯は全額助成

●助成金申請の手続きに必要なもの

- ・受給資格者証・健康保険証・印鑑・医療機関の領収書(薬局も含む)
- ・レシートは無効(領収書の発行を申し出て下さい)
- ※高額療養費及び付加給付の支給があった時は、自己負担額からその支給額を控除し助成します。

※申請期間は診療月から2年間

※申請のあった月の翌月振込・口座の登録が必要

※受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

問合せ 福祉事務所社会係 TEL 72-1111 内線137

■保育所入所の受付開始

平成21年4月から新たに保育所入所を希望される方は、福祉事務所です手続きをしてください。

■「仮申込」受付期間

平成20年12月1日(月)～26日(金)

※当日必要なものではありません

「入所申請書一式」をお渡しします。

■「正式申込」受付期間

平成21年1月5日(月)～30日(金)

※保育所ごとに、期限までに申し込みのあった児童の中で、保育に欠ける度合いの高い世帯の児童を優先し入所を決定しますが、児童数が入所可能限度(定員の115%以内)に満たない保育所があった場合には、受付期間以降でも随時入所を受け付けます。

■保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる基準は、両親共に(両親と別居している場合)は、児童の面倒をみている方)次のいずれかの事情にある場合で、かつ、児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

① 家庭外労働

児童の親が家庭の外で仕事をすることを普通なので、その児童の保育ができない場合

② 家庭内労働

児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

③ 親のいない家庭

死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。

④ 母親の出産等

親が出産の前後、病氣、負傷心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

⑤ 病人の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

⑥ 家庭の災害

火災、風水害、地震などの不幸があり、その家を失ったり、破壊したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

問合せ 福祉事務所社会係 TEL 72-1111 内線135

